主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人寺口真夫、同塩川哲穂の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の広島高等裁判所の判決は、当裁判所の判例(昭和二六年(あ)第七八号同年六月一五日第二小法廷判決・刑集五巻七号一二七七頁、同二七年(あ)第三七七八号同二八年一一月二〇日第二小法廷決定・刑集七巻一一号二二七五頁、同年(あ)第二七八五号同二九年一二月一七日第二小法廷判決・刑集八巻一三号二一四七頁)の趣旨に反するものであり、すでに当裁判所の右判例によつて変更されたと解されるから、その前提を欠き、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五二年三月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	服	部	高	顯
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	環		昌	_